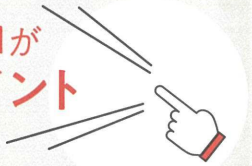


家主が押さえておきたい

# 令和5年度 税制改正大綱

2022年末に自民・公明両党は、令和5年度税制改正大綱を決定した。家主や地主にとって、今回の発表内容の目玉は、暦年贈与と相続時精算課税に関する改正だろう。この2点の改正を中心に、フジ相続税理士法人（東京都新宿区）の高原誠代表社員・税理士に解説してもらった。

ココがポイント



## 暦年贈与と相続時精算課税、各特徴知って判断

### ポイント [1] 生前贈与加算期間が7年に

2027年の相続から適用  
生前贈与の加算期間が3年から7年に延長された。この期間の見直しはどのような影響を及ぼすのだろうか。

まず、基本知識として押さえておきたいのが、暦年贈与。暦年贈与とは、1月1日から12月

31日までの1年間（暦年）で、贈与額が110万円以下ならば贈与税がかからないという仕組みを用いた贈与方法だ。長い期間をかけて暦年贈与をすることで税金を払わずして、子や孫世代に資産を承継することができ

る。だが、親の死亡前3年以内に

### ■生前贈与の加算期間の見直し概要

相続または遺贈により財産を取得した者は相続開始前7年以内の被相続人からの贈与から100万円を控除した残額を持ち戻し

相続開始期間	加算期間	非課税
2026年12月31日まで	3年	なし
2027年	3～4年	100万円まで
2028年	4～5年	100万円まで
2029年	5～6年	100万円まで
2030年	6～7年未満	100万円まで
2031年1月1日以降	7年	100万円まで

贈与を受けていた場合、相続人の相続税の課税価格に贈与額を加算するという規定がある。これを生前贈与加算という。この生前贈与加算が死亡前3年以内から、7年以内へと期間を延長したのが、今回の改正点だ。この改正の対象となるのは、24年1月1日以降に発生した相続で、26年12月31日までに発生した相続については、従前通りの加算期間となる。加算期間は27年1月1日以降で、3年超7年未満となり、31年1月1日以降は7年となる。ただし、延長

### 解説者

フジ相続税理士法人（東京都新宿区）  
代表社員・税理士 高原誠氏



東京都出身。2005年税理士登録。06年、税理士・不動産鑑定士吉海正一氏と共にフジ相続税理士法人を設立。年間950件以上の相続税の申告・減額・還付業務を取り扱う。フジ総合グループ副代表。

### ポイント [2] 相続時精算課税制度に基礎控除新設

#### 年間110万円が非課税

相続時精算課税制度が大幅に拡充されたことにも注目が集まるだろう。

改正内容に触れる前に、制度の概要を確認しておきたい。相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の父母または祖父母らから、18歳以上の子または孫らに対し、財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度だ。相続時精算課税制度の利用を選択した場合は、合計2500万円までの贈与が非課税となり、限度額を超えた分の贈与税率は一律20%となる。相

続は、生前贈与加算の対象者が、相続や遺贈で財産を取得した者であるということ。つまり、孫や長男の妻ら法定相続人以外に贈与する場合は、生前贈与加算は従来通り適用されません（高原税理士）

相続時精算課税を受けた財産は「贈与時の価額」で持ち戻されるが、支払った贈与税は相続税額から差し引かれる。つまり、節税というよりも納税の繰り延べという意味合いが強い制度だ。

今回の改正でポイントとなるのは、次の二つ。

① 110万円の基礎控除を新設  
② 贈与した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合には持ち戻しの価額の再計算を行う。

### ■暦年贈与と相続時精算課税の生前贈与加算の違い

	暦年贈与	相続時精算課税
加算対象	最大7年	相続時精算課税適用後、すべての贈与財産
持ち戻しの価値	贈与時の価額 ※土地建物の災害特例なし	贈与時の価額 ※土地建物の災害特例あり
持ち戻し時の控除額	持ち戻し財産の評価額 合計最大100万円 ※延長4年間分の贈与財産についてのみ適用	持ち戻し財産の評価額合計-贈与年数 (2024年以降) × 110万円

※フジ相続税理士法人提供資料を基に家主と地主で作成

要となり、利用者のメリットが大きくなる。手続面でこのハードルが下がることからも利用者の増大が予想されるが、一度この制度を選択すると暦年贈与は二度と併用できないという点は従来のまま変わらないので、注意が必要だ。

利になったように思えるが、高原税理士によると、注意が必要だという。「相続時精算課税制度は、一度選択すると孫であっても生前贈与加算の対象となります。また相続税と贈与税では贈与税のほうが実効税率が高いです。誰に、何を、何年かけて贈与するのか、またはしないのかを考える必要性がより一層高まったといえます」（高原税理士）